(二)　不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、Shanxi Taigangを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については三十三・二九パーセントであった。PZSSを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については申請者が申請書において主張する不当廉売差額率である四十五・三二パーセントを適用した。Guangdon Yongjin及びサンプリング調査非対象中国生産者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率についてはShanxi Taigangの不当廉売差額率と同率を適用した。非協力中国供給者及び調査当局が知り得なかった中国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出することとし、PZSSの不当廉売差額率と同率を適用した。

(ホ)　結論

以上から、中国から輸出される不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実が推定された。

ロ　台湾から輸出される不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

(イ)　供給者

調査当局が知り得た台湾の供給者（二の(二)に掲げる供給者をいう。以下同じ。）に対して確認票及び質問状を送付したところ、十者から調査に協力するとの確認票回答の提出があったが、当該確認票回答を提出した台湾の供給者の数が不当廉売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多いことから、調査当局は、サンプリングを実施することとし、調査対象貨物の本邦への輸出量が上位と考えられる生産者であるYUSCO及びWalsinをサンプリングによる調査対象者として選定した。その他の八者のうち生産者五者（当該五者を以下「サンプリング調査非対象台湾生産者」という。）及び輸出者三者は当該調査対象者として選定しなかった。調査当局が知り得た台湾の供給者のうちその他の者（以下「非協力台湾供給者」という。）からは回答の提出がなく、調査に協力しなかったと認められた。

(ロ)　正常価格

正常価格の算出に当たり、YUSCOについては、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答を正常価格の算出に用いることとした。Walsinについては、現地調査の結果、質問状に対する回答の正確性を確認することができなかったことから、知ることができた事実として申請者が申請書において主張する台湾における調査対象貨物の生産費にWalsinから提出された回答の一部を用いて算出した通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格を正常価格とした。

(ハ)　輸出価格

輸出価格の算出に当たり、YUSCO及びWalsinについては、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答を輸出価格の算出に用いることとした。

(ニ)　不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、YUSCOを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については三・八六パーセント、Walsinを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については二十・七一パーセントであった。サンプリング調査非対象台湾生産者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、YUSCOの不当廉売差額率と同率を適用した。非協力台湾供給者及び調査当局が知り得なかった台湾の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出することとし、Walsinの不当廉売差額率と同率を適用した。

(ホ)　結論

以上から、台湾から輸出される不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実が推定された。

(二)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

本邦における調査対象貨物の需要が調査対象期間を通じて減少する中、調査対象期間において、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入量は増加傾向にあった一方、本邦において生産された同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）の販売量は減少傾向にあり、これを反映して本邦産同種の貨物の市場占拠率は低下した。不当廉売がされた調査対象貨物は、本邦産同種の貨物との代替性を有しており、産業上の使用者が購入先の選定の際に、価格の重要性を高く評価している中、不当廉売がされた調査対象貨物は、本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回る価格で輸入され、販売された。本邦の産業においては、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、不当廉売がされた調査対象貨物を引き合いとした価格に関する要求に応じ、販売価格の引上げの抑制及び引下げを余儀なくされ、その結果、製造原価の上昇分を十分に価格に転嫁することができず、利潤の低下がもたらされたほか、その他の指標も悪化した。以上から、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと推定された。

(ホ)　その他参考となるべき事項

(一)　調査により判明した事実に係る令第十条第三項の規定による証拠の提出又は令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ　証拠の提出についての期限　令和八年七月三日

ロ　意見の表明についての期限　令和八年七月三日

(二)　上記(一)により提出された証拠又は表明された意見に対する令第十条第三項の規定による証拠の提出又は令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ　証拠の提出についての期限　令和八年七月二十四日

ロ　意見の表明についての期限　令和八年七月二十四日

(三)　証拠の提出又は意見の表明の宛先　東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(四)　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出又は意見の表明は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらに添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

(五)　不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定の基礎となった事実の詳細を記載した報告書は、財務省及び経済産業省のホームページで入手することができる。

○財務省告示第百七十八号

中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和七年七月二十二日財務省告示第九十七号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査について、同条第六項ただし書の規定により調査期間を延長することとしたので、不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第九条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月十九日

財務大臣　片山さつき

一　延長される調査の期間　四箇月

二　延長の理由　調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うためには一層の時日を要するため